

いちご一会とちぎ国体下野市協賛取扱要項

1 目的

この要項は、下野市で開催されるいちご一会とちぎ国体及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における協賛の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 協賛の内容

協賛の内容は、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品その他大会の運営に要する用具（以下「協賛物品等」という。）の受け入れによるものとする。

主な協賛物品等は、別表のとおりとする。

3 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (3) 実行委員会は、協賛の受け入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領証明書（様式第2号）を協賛者に交付する。
- (4) 協賛の方法は、提供又は貸与とする。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等にかかる費用は、原則として、協賛者の負担とする。

4 協賛として受け入れないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの、及び公序良俗を乱すおそれがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等に係るものと認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの
- (6) その他実行委員会が適当でないと認めるもの

5 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ、協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示することが不適当な場合は、別の方法により表示することができる。
- (2) 前項の規定による表示は、協賛者名、文字、イラスト等によるものとし、あらかじめ実行委員会と協議し、実行委員会の承認を得て行うものとする。

6 謝意の表明

実行委員会は、協賛物品等を受け入れたときは、協賛者に対し感謝状等を贈呈することができる。また、必要に応じて、ホームページ等にその旨を掲載することができる。

7 協賛の受入れ期間

協賛の受け入れ期間は、大会終了までとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

(別表)

用途		品目
広報啓発用	掲示物	のぼり旗、看板、横断幕、カウントダウンボード、バス・タクシー等への広告掲示、ステッカー 等
	配布物	ボールペン、ポケットティッシュ、クリアファイル、タオル、うちわ 等
	印刷物	ポスター、チラシ 等
市民運動用	花いっぱい運動	プランター、花苗、培養土 等
	環境美化	軍手、タオル、ごみ袋 等
	競技観戦	ボールペン、折りたたみクッション、スティックバルーン、簡易レインコート 等
歓迎装飾用	市内装飾	のぼり旗、看板、横断幕、ステッカー 等
	競技会場	のぼり旗、看板、横断幕、歓迎アーチ 等
おもてなし用	競技会場	大会参加記念品、飲料水、食料品、お土産 等
開催準備用	実行委員会	資料用袋、自動車や事務用機器の貸与 等
大会運営用	物品・備品	スタッフジャンパー、帽子、ポロシャツ、文房具、救護用品、清掃用具 等

様式第1号

協賛申込書

令和 年 月 日

いちご一会とちぎ国体下野市実行員会
会長 広瀬 寿雄 様

(申込者)

住 所
名 称
代表者氏名
電 話 番 号

⑩

下野市で開催されるいちご一会とちぎ国体及び競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

協賛物品等名	
仕様（規格、内容等）	
単価及び数量	
総額（相当額）	
協賛方法	提供 ・ 貸与
引渡年月日	令和 年 月 日
その他	
協賛の周知	ホームページ等への掲載を <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない

(担当者)
所 属
氏 名
連絡先

様式第2号

協賛受領証明書

下野市で開催されるいちご一会とちぎ国体及び競技別リハーサル大会の開催趣旨にご賛同いただき、下記のとおり協賛物品等を受領したことを証明いたします。

記

協賛物品等名	
仕様（規格、内容等）	
単価及び数量	
総額（相当額）	
協賛方法	提供 ・ 貸与
引渡予定日	令和 年 月 日
その他	

令和 年 月 日

様

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
会長 広瀬 寿雄